

○池田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例

平成27年12月17日条例第16号

池田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必
要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシ
ステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる
とともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施す
るものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の
右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び町の
執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度
で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することがで
きる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用
事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の
第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。
ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実
施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規
程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられてい
るときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

附 則（令和3年9月22日条例第19号）
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
1 町長	池田町福祉医療費特別給付金条例（平成20年池田町条例第8号）による福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1 町長	池田町福祉医療費特別給付金条例による福祉医療費の給付に関する事務であって規則で定めるもの	法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、医療保険給付関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、児童扶養手当関係情報、国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報若しくは特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの